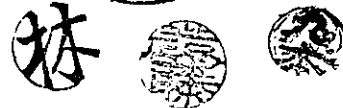




2018年2月19日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様



陳情者 幕別平和運動フォーラム
 議長 土橋 章 雄
 住所 幕別町本町129番地の2



高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を
 求める陳情書

【陳情趣旨】

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で
 出る放射性の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究し
 ている幌延町の深地層研究センターをめぐることは、誘致にあたり、北海道は「放
 射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（い
 わゆる「核抜き条例」）を制定し、道および幌延町、日本原子力研究開発機構
 （旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込
 まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としな
 い」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結しています。

政府は、2017年7月28日に高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域
 を示した「科学的特性マップ」を公表しました。これによれば、火山や活断層
 が周囲になく海岸から近い、処分場の候補地となり得る「最適地（輸送面でも
 好ましい地域）」は、北海道においては、陸地の3割が該当し86市町村に及ん
 でいます。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま強引にすす
 められてきました。高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下300メートルより深
 い地層に埋める「地層処分」を行うとしていますが、複数の巨大プレートがあ
 る地震多発国の日本において、「10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保
 管できるのか」といった疑問が解消されずにすすめられています。

よって、幕別町においては、北海道の「核抜き条例」に基づき、高レベル放
 射性廃棄物の最終処分場は受け入れないこととし、受け入れを拒否する決議を
 していただくよう陳情します。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する 決議（案）

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で
る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究し
ている幌延町の深地層研究センターをめぐっては、誘致にあたり、北海道は「放
射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（い
わゆる「核抜き条例」）を制定し、道および幌延町、日本原子力研究開発機構
（旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込
まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としな
い」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結しています。

政府は2017年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を
示した「科学的特性マップ」を公表しました。これによれば、火山や活断層が
周囲になく海岸から近い、処分場の候補地となり得る「最適地（輸送面でも好
ましい地域）」は、北海道においては、陸地の3割が該当し86市町村に及んで
います。

政府は、「最適地」を重点に住民向けの説明会を開始し、今後、複数の自治
体に対し処分場選定に向けた第1段階の「文献調査」を申し入れるとしていま
す。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま強引にすすめ
られてきました。高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下300メートルより深
い地層に埋める「地層処分」を行うとされていますが、複数の巨大プレートがあ
る地震多発国の日本において、「10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保
管できるのか」といった疑問が解消されずにすすめられています。

よって、幕別町においては、北海道の「核抜き条例」に基づき、高レベル放
射性廃棄物の最終処分場は受け入れないことを決議します。

2018年 月 日

幕別町議会議長 芳滝 仁